

令和 8 年 3 月 9 日
健康部保健予防課

特定不妊治療費(先進医療)助成事業について

1 現状・課題

令和 4 年 4 月より不妊治療は保険適用となったが、保険適用外の「先進医療」を受ける人も多く、また治療が複数回・長期にわたる場合は費用負担が課題となっている。

2 事業目的

不妊治療をされている方に対し、自費で実施された「先進医療」にかかる費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減をはかる。

3 事業内容

東京都の「特定不妊治療費(先進医療)助成事業」の決定を受けた方に対し、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用と併せて自費で実施された「先進医療」にかかる費用の一部を助成する(上限 5 万円)

なお、令和 8 年 4 月 1 日以降の治療開始分から適用する。

4 スケジュール・周知等

(1) 開始時期

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 周知

区報・区ホームページにおける記事掲載、リーフレット配布等により周知に努める。